# 最高裁規則

**○最高裁判所規則第十一号**

最高裁判所事務総局規則及び裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年四月十八日

最高裁判所事務総局規則及び裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

最高裁判所

（最高裁判所事務総局規則の一部改正）

**第一条**　最高裁判所事務総局規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第三条の四**　最高裁判所事務総局に参事官（次項及び第三項において「事務総局参事官」という。）を置くことができる。 | ［条を加える。］ |
| 2　事務総局参事官は、裁判所事務官をもつて充てる。 | |
| 3　事務総局参事官は、上司の命を受けて、事務総局の事務のうち重要な事項の企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。 | |

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の一部改正）

**第二条**　裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則（平成二十年最高裁判所規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （部長又は課長の職に準ずる職） | （部長又は課長の職に準ずる職） |
| **第十二条**　法第百六条の四第二項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職であって最高裁判所規則で定めるものは、最高裁判所事務総局規則第四条の二第一項の職、同規則第五条第一項に規定する局の課長及び室長、同規則第六条第一項の職並びに同規則第三条の四第一項並びに第六条の二第一項及び第二項に規定する参事官とする。 | **第十二条**　法第百六条の四第二項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職であって最高裁判所規則で定めるものは、最高裁判所事務総局規則第四条の二第一項の職、同規則第五条第一項に規定する局の課長及び室長、同規則第六条第一項の職並びに同規則第六条の二第一項及び第二項に規定する参事官とする。 |

**附　則**

この規則は、令和六年五月一日から施行する。

最高裁判所長官　戸倉　三郎

# 省　令

**○法務省令第二十九号**

後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）第十八条の規定に基づき、後見登記等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月十八日

法務大臣　小泉　龍司

後見登記等に関する省令の一部を改正する省令

後見登記等に関する省令（平成十二年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （登記の方法等） | （登記の方法） |
| **第十二条**　［略］ | **第十二条**　［同上］ |
| 2　登記官が、法令の規定により、磁気ディスクをもって記録等を調製する場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。 | ［項を加える。］ |
| （職権による登記の抹消の際の公告の方法） | （職権による登記の抹消の際の公告の方法） |
| **第十六条**　令第九条第二項に規定する公告は、抹消すべき事件又は事項が登記された登記所の掲示場その他登記所内の公衆の見やすい場所に掲示する方法及びウェブサイトに掲載する方法により二週間行うものとする。 | **第十六条**　令第九条第二項に規定する公告は、抹消すべき事件又は事項が登記された登記所の掲示場その他登記所内の公衆の見やすい場所に二週間掲示して行う。 |

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○法務省令第三十号**

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百三十一条の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月十八日

法務大臣　小泉　龍司

戸籍法施行規則の一部を改正する省令

戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。